

2026年度(第18期)  
官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～  
国士館大学 学内募集要項

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～2026年度(第18期)派遣留学生募集要項」に基づき、下記の通り、国士館大学内の出願を受付けます。本プログラムへの出願は「個人」単位となります。日本学生支援機構(以下、JASSO)への申請は、所属大学を通じて一括して行います。そのため、学内での応募書類や留学計画等の確認、審査が必要となることから、本プログラムへの出願を希望する方は、下記の応募期限を厳守のうえで、国際交流課まで必要書類を提出してください。

## 1. 募集要項

募集の趣旨・用件等は、以下トビタテ！留学JAPAN ホームページにある「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～2026年度(第18期)派遣留学生募集要項」([2026\\_18th\\_univ\\_applicant\\_guidelines.pdf](https://mext.ent.box.com/s/78ebp2ct0f1g8ja7dbu1zapj9mk6rhw))及び関連する説明事項と、「応募申請の手引き」(<https://mext.ent.box.com/s/78ebp2ct0f1g8ja7dbu1zapj9mk6rhw>)を必ず熟読してください。

- トビタテ！留学JAPAN 公式ホームページトップ <https://tobitate-mext.jasso.go.jp/>
- 新・日本代表プログラムトップ <https://tobitate-mext.jasso.go.jp/newprogram/uv/>

## 2. 出願要件

本プログラムへの応募は、下記(1)～(10)全ての要件を満たす本学在籍者に限ります。

- (1) 日本国籍を有する者又は応募時までに日本への永住が許可されている者
- (2) 本制度で実施する事前・事後研修に参加する意思を表明し、且つ参加できる者、また、派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する意思を表明した者
- (3) 在籍大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する者  
※ 応募時にいざれの在籍大学等にも在籍していない場合、応募することはできません。
- (4) 在籍大学等が派遣を許可し、受入れ機関が受入れを許可する者
- (5) 機構が実施する国内の奨学金「第二種奨学金」に掲げる家計基準を満たす者  
※ ただし、家計基準を超える場合であっても応募することができます。多様な留学計画の支援という観点から、支援予定人数全体の1割程度を上限に採用します。  
※ 家計基準の判定は、2026年4月1日時点の学籍身分(見込)で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近(2024年1月～12月分)の必要書類を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。  
※ 家計基準の判定は、以下の金額を基に行ってください。

〈学部学生等〉

大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上で専攻科を含む。)、高等学校(専攻科)、中等教育学校(後期課程の専攻科)、特別支援学校(高等部の専攻科)、専修学校(専門課程)に在籍する学生等は、生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人)の収入・所得金額

〈大学院学生〉

大学院に在籍する学生は、本人の収入(定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金(現在申込中のものは除く)、その他の収入により本人が1年間に得た金額)と配偶者の定職収入の金額の合計額  
詳しくは、以下のホームページを参照してください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html)

- (6) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- (7) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続する意欲のある者、卒業しようとする又は学位を取得しようとする者  
※ 留学期間中は在籍大学等に在籍している必要があります。
- (8) 2026年4月1日時点の年齢が30歳以下である者

- (9) 留学中に行うインターンシップ等の報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額(総額を留学期間の月数で除した金額)が、本制度による奨学金月額を超えない者
- ※ 他団体等から奨学金を受ける場合、奨学金支給団体側が本制度の奨学金等との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
- ※ 機構が実施する「海外留学支援制度(協定派遣、学部学位取得型、大学院学位取得型)」との併給はできません。
- (10) 過去に本制度又は「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」(以下、「旧制度」という。)の派遣留学生として採用されていない者
- ※ ただし、以下の学生は本制度の要件を満たすものとみなします。
- ・ 過去に本制度【大学生等対象】又は旧制度大学生等コースの派遣留学生として採用された後、本人の責によらず留学開始前に辞退した者
  - ・ 過去に旧制度の高校生コース又は地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された者
  - ・ トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】(第8期～第10期)及び【拠点形成支援事業】(第9期・第10期)の派遣留学生として採用された者

### 3. 出願方法

#### (1) 応募書類提出期限

**令和8(2026)年1月16日(金) 17時(厳守)**

※ 上記期限を過ぎての受付は、理由の如何を問わず行いません。

#### (2) 提出書類

##### ① 「留学計画書」

トビタテ！留学 JAPAN ホームページより、「応募書類事前準備シート」をダウンロードのうえ、作成したものを提出すること。

##### ② 「収入に関する調査票」

※ 国際交流センターホームページより本学所定の様式をダウンロードすること。

※ 「収入を証明する書類」(様式注記参照)を添付のうえで提出すること。「収入を証明する書類」は入手に時間を要する可能性がありますので、早めに手続きを行ってください。

### 4. JASSOへの申請方法

留学計画書及びその他の審査を学内で行い(1/24 予定)、JASSOへの申請が認められたプログラムの申請者については、JASSO 申請サイトで必要となる「学校コード」を、令和8(2026)年1月末以降に通知します。JASSO 所定の URL で、令和8(2026)年2月25日(水)までに入力を済ませてください。

上記、JASSOへの申請方法については、申請が認められた者に対して、別途連絡をします。

### 5. その他

JASSO の定めにより、外務省海外安全ホームページで「危険レベル2」以上とされている国・地域への出願は出来ません。

#### 【問い合わせ先】

国際交流センター国際交流課

電話：03-5481-3206

E-Mail : intlrel@kokushikan.ac.jp